

お 願 い

AEDを設置した場合、お手数ですが、下記に御記入の上、埼玉県保健医療部業務課あてに、E-メール (a3620-01@pref.saitama.lg.jp) 又はFAX (048-830-4806) 送信をお願いします。

様式 1

自動体外式除細動器 (AED) 設置届出書

平成 年 月 日

埼玉県保健医療部業務課長 様
 (E-メール: a3620-01@pref.saitama.lg.jp)
 (FAX: 048-830-4806)

住所又は主たる事務所の所在地 _____
 (個人の場合は住所)
 氏名又は主たる事務所の名称 _____
 (個人の場合は氏名)

下記のとおりAEDを設置しましたので、AEDの設置について届出をします。
 記

設置場所	施設の名称 (個人の場合は氏名)		
	設置場所の所在地 (住所)		
	設置位置 (場所)		
	管理担当課 (係・所)		
	担当者氏名		
	電話番号		
AED	メーカー名	日本光電・フィリップス・メドトロニック その他 ()	
	機種名		
	電極パッドの種類	大人用 ・ 小児用 ・ 両方	
	購入・リース等の別	購入・リース・その他 ()	
	設置時期		
公表	設置場所の公表の可・否		可 ・ 否
	AED使用 可能な曜日 等	曜日	
		時間帯	

- AEDの設置場所の「変更」及び「廃止」した場合も届出をお願いします。
 【問い合わせ先：県業務課電話番号】：048-830-3624
- この情報は、AEDを効果的に活用するため、公表が可能な場合に限り、県ホームページに掲載する予定です。また、届出様式も掲載しています。
 「太字部分」が公表する項目です。担当者名は公表しません。
- 医療機関の場合、「AEDの使用可能な曜日・時間」について、不定期な曜日・時間が想定されますので、「診療時間中のみ使用可能」の表現でも構いません。

【埼玉県保健医療部業務課ホームページのURL】
<http://pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/top.html>

【記入例】

様式 1

自動体外式除細動器（AED）設置届出書

平成18年12月1日

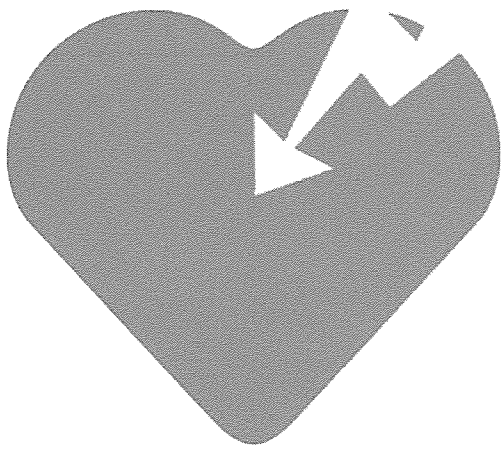
埼玉県保健医療部薬務課長 様
 (E-メール：a3620-01@pref.saitama.lg.jp)
 (FAX：048-830-4806)

住所又は主たる事務所の所在地 さいたま市浦和区高砂〇-〇-〇
 (個人の場合は住所)

氏名又は主たる事務所の名称 株式会社埼玉商事
 (個人の場合は氏名)

下記のとおりAEDを設置しましたので、AEDの設置について届出をします。
 記

設置場所	施設の名称（個人の場合は氏名）	株式会社浦和商事 浦和営業所	
	設置場所の所在地（住所）	さいたま市桜区上大久保〇〇〇-〇	
	設置位置（場所）	営業所1F受付横	
	管理担当課（係・所）	総務部総務係	
	担当者氏名	埼玉 コバトン	
	電話番号	048-830-〇〇〇〇	
AED	メーカー名	日本光電、フィリップス・メドトロニック その他（ ）	
	機種名	AED-9200	
	電極パッドの種類	大人用 ・ 小児用 ・ 両方	
	購入・リース等の別	購入・リース・その他（借用 ）	
	設置時期	平成18年4月	
公表	設置場所の公表の可・否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 否	
	AED使用 可能の曜日 等	曜日	<input type="radio"/> 月～土曜日は使用可能 <input type="radio"/> 日曜、休日、年末年始（12/28～1/5） ・夏休み（8/13～8/15）使用不可
		時間帯	<input type="radio"/> 9：00～17：00 <input type="radio"/> 土曜日は9：00～12：00まで



(自動体外式除細動器)

AED

Automated External Defibrillator

設置施設

八都県市(埼玉県)

保管場所

連絡先

**平成18年度
埼玉県AED普及推進事業報告**

1 埼玉県AED普及推進協議会の設置

- (1) 「埼玉県のAED普及推進について」(趣意書)作成(4月)
※ 関係機関・団体にAED普及推進に関する説明(4月～6月)
- (2) 「埼玉県AED普及推進協議会設置要綱」の策定(5月1日)

【要綱抜粋】

(目的)

県民の尊い命を守ることを目的として、AEDの設置促進及び県民がAEDを迅速かつ適切に活用できる体制整備を協議するため、埼玉県AED普及推進協議会を設置する。

(所掌事務)

- ① 埼玉県AED普及推進計画に関すること。
- ② 埼玉県AED普及推進ガイドラインに関すること。
- ③ 市町村及び民間施設へのAED普及促進に関すること。
- ④ AEDを含む救命講習会の受講促進に関すること。
- ⑤ AEDの普及啓発(AEDマーク・パンフレット作成等)に関すること。
- ⑥ その他AED普及推進に関すること。

- (3) 「埼玉県AED普及推進協議会」の開催

《第1回：平成18年7月19日開催：埼玉会館》

【協議事項】

- ① 埼玉県AED普及推進計画(案)
- ② 埼玉県AED普及推進ガイドライン(案)
- ③ 埼玉県AED設置等届出システム(案)

《第2回：平成19年2月7日開催：埼玉会館》

【協議事項】

平成19年度AED普及推進の取り組み(案)等

【新聞掲載：「第1回埼玉県AED普及推進協議会」】

平成18年7月20日（木）読売新聞（朝刊）

AED5年で8500台

県普及推進協計画 図書館やコンビニに

県内施設への自動体外式除細動器（AED）の設置と人命救助を目指す県AED普及推進協議会（会長＝谷本秀司・県医師会常任理事）が19日、さいたま市浦和区で初めて開かれた。今後5年間でAEDを8500台まで増設する普及推進計画を承認、県が設置状況を一元的に把握する届け出システムへの登録を12月から開始することを決めた。

AEDは、心室細動など

9060台に上っている。協議会は、市町村や民間施設などが統一的に整備を進めるために普及推進計画を作成。設置が望まれる施設として①県民が多く立ち寄る施設②心肺停止の発生率が高い施設③県民の認知度が高い施設―などを挙げ、今後5年間で、県施設217台、公民館や図書館など市町村施設約3200台、コンビニなどの民間施設約5100台を設置することを目標に掲げた。県民が効果的にAEDを使えるよう、消防機関などが開催している救命講習会の受講者を、現在の年間約4万1000人から5万人に増やすことも盛り込んだ。また、AED設置者にAEDの設置、変更、廃止を県薬務課に届け出てもらい、データ管理を一元的に行う「届け出システム」を12月をめどに開始する。民間施設の設置者にも、メーカーや納入業者を通じて依頼することにした。情報は、市町村消防機関や県のホームページを通じて情報提供する。

※ 同日、埼玉新聞も掲載

2 埼玉県AED普及推進計画等の策定（7月27日）

第1回埼玉県AED普及推進協議会における各委員からの意見等を踏まえ、埼玉県AED普及推進計画等を策定した。

(1) 埼玉県AED普及推進全体計画の策定

- ① 埼玉県AED普及推進計画体系
- ② 計画の概要
- ③ 計画の背景
- ④ 埼玉県AED普及推進計画（全体計画）
 - ア AED設置促進（平成18年度から5年間で約8,500台設置）
 - イ 救命講習会受講促進（毎年5万人、5年間で25万人受講）
 - ウ 普及啓発
 - エ AED設置等届出システム
- ⑤ 計画の推進（県、市町村、民間施設の役割）

(2) 埼玉県AED普及推進ガイドラインの策定

【目的】

市町村の公共施設及び民間施設にAEDの普及を推進するためのガイドラインを策定した。

【総論】

AED普及推進の背景（救命の連鎖、AEDの普及、救命事例等）

【各論：ガイドライン】

- ① AED普及推進計画の検討
- ② 市町村・民間施設へのAED設置（AEDの設置が望まれる施設）
- ③ AED設置後の管理（管理者の設置、点検、AEDマーク・AEDポスター、AEDマップの掲示）
- ④ 救命講習会（必要性、受講者、受講促進）
- ⑤ AED普及啓発（普及啓発の実施、普及啓発の方法（AEDマーク等））
- ⑥ AED設置等届出システムへの対応

(3) 埼玉県AED設置等届出システムの策定

【目的】

埼玉県内に設置されているAEDの設置場所や利用方法がだれでもが容易に把握でき、活用できるようにするため、AED設置者の協力を得て、AEDの設置、変更又は廃止の情報を届出していただく「埼玉県AED設置等届出システム」を定めた。

【内容】

- ① システムの概要図
- ② 届出対象施設
- ③ システムの運用開始（平成18年12月から）
- ④ システムの運用方法（下記6「埼玉県AED設置等届出システムの運用」参照）
 - ア システムの周知
 - イ AED設置者への周知及び届出ルート
 - ウ AEDの設置・変更・廃止の届出方法（様式設定）
 - エ 届出システムの運用管理（県薬務課によるデータ管理（台帳））
 - オ 活用方法（消防本部（局）との情報共有化、県ホームページによる公表）

3 県有施設へのAED設置（217台）（8月～9月22日）

県は、AEDの普及推進を率先して行うこととし、県有施設へのAED設置等を行った。

- ① AED操作性の確認（3メーカー）（4月20日、25日及び27日）
 - ア 県有施設にAEDを設置するに当たり、一般県民が迅速かつ的確に使用できるか使い勝手を確認するため、各メーカーのAEDの操作性の確認を行った。
 - イ AEDを操作したことがない一般の方（4～5名）にAEDの一連の操作をしていただき、全ての方がAEDの一連の操作が迅速かつ的確に対応できたことを確認した。
- ② 県有施設担当課・県有施設担当者説明会（8月23日）

県有施設にAEDを設置するに当たり、県担当者等の説明会を実施した。

 - ア AED操作のデモンストレーション
 - イ 埼玉県AED普及推進計画等
 - ウ AEDの設置手順
 - エ AEDの設置後のメンテナンス
 - オ AEDの管理方法
- ③ 県有施設へのAED設置（8月～9月22日）

AED設置施設	設置台数
全ての県立学校	183台
公園、スポーツ施設等の県有施設	34台
合計	217台

- ④ AED設置時・設置後計2回のメーカー等によるAED操作説明会（8月～9月22日）

4 県内のAED設置促進

(1) 市町村AED設置状況等実態調査（4月26日）

① 県内のAED設置状況（平成18年4月現在）

県内のAED設置促進に当たり、県内のAED設置状況を把握した。

AED設置施設	設置台数
国 有 施 設	17台
県 有 施 設	57台
市町村施設（消防機関含む）	638台
医 療 機 関	873台
私 立 学 校	45台
上 記 以 外 の 民 間 施 設	336台
合 計	1,966台

② 市町村のAED設置状況（平成18年4月現在）

ア 市町村設置台数：638台

イ 市町村設置率：71市町村中56市町村が設置（78.8%）

(2) AED普及推進市町村担当者会議（8月23日）

【議 題】

① AEDの普及推進

ア 埼玉県AED普及推進計画（全体計画）

イ 埼玉県AED普及推進ガイドライン

② AEDの効果的な活用

埼玉県AED設置等届出システム

(3) AED普及推進市町村担当者会議開催時のアンケート結果

【担当者アンケート結果（抜粋）】

① 回答数：48市町村61名出席のうち50名（82%）から回答

② 主なアンケート結果

ア 市町村・県が一体となったAED普及推進の取り組み

していく（80%） していかない（8%）

※ 「していかない」理由は、市町村単位で実施済み、対応したいが予算がない、県から予算的支援がないの回答があった。

イ 埼玉県AED普及推進計画や普及推進ガイドラインに沿った対応

対応したい（68%） 対応しない（12%）

※ 「対応しない」理由は、大変そうだから、市町村単位で対応は可能、県の一方的な対応である、対応したいが予算がないの回答があった。

ウ 埼玉県AED設置等届出システムの必要性

必要である（72%） 必要ない（18%）

※ AED設置等届出システムに協力するとの回答は78%あった。

エ AED設置場所の公表

公表すべき（94%） 公表すべきと思わない（0%）

※ 無回答が6%あった。

オ 市町村職員を対象とした救命講習会の受講

受講している（80%） 受講していない（14%）

5 県内のAED設置施設等への救命講習会（AED操作を含む）の受講促進

(1) 平成18年度県内消防本部（局）の救命講習会日程等調査

《第1回調査：4月26日》

① 平成17年度救命講習会の実績（各消防本部（局）合計）

	普通	上級	応急	合計
講習会実施回数	1,795回	136回	60回	1,991回
受講者数	36,965人	3,059人	1,265人	41,289回

② AED設置県有施設への救命講習会の受講促進の通知（8月17日）

《第2回調査（平成18年度下半期分）：9月14日》

① AED設置県有施設への救命講習会日程等通知（9月29日）

② 県ホームページに救命講習会等日程を掲載（12月1日）

(2) 県職員等に対する救命講習会

① 県職員を対象とした救命講習会の実施

平成17年度から3か年計画で全ての県職員（知事部局）が救命講習会を受講する。

② 教職員の救命講習会等の受講

ア 学校安全指導者を対象にAEDに関する講習会を実施（6月）

イ 教職員を対象に救命講習会を実施（8月）

ウ 教職員講習会日程

○ 体育主任：体育必携説明会（4月）

○ 学校安全指導者研修会（6月）

○ 運動部活動指導者講習会（7月）

○ 学校・地域保健専門研修会（8月）

○ 新任等教員研修会

エ 生徒への対応

心肺蘇生法を含め保健体育の授業の中で学習（自校設置AEDの活用）

(3) 埼玉県救急担当者研修会（埼玉県消防長会主催）における説明（8月29日）

【説明内容】

- ① 埼玉県AED設置状況及び救命講習会受講状況等
- ② 埼玉県AED普及推進計画
- ③ 埼玉県AED普及推進ガイドライン
- ④ 埼玉県AED設置等届出システム

(4) 県議会議員への研修会（9月22日）

埼玉県議会から県議会議員に対するAEDを含めた救命研修会の依頼があり、さいたま市消防局の協力により実施した。

6 県内のAED普及啓発

(1) AED普及啓発に関する通知（7月27日）

「埼玉県AED普及推進計画」及び「埼玉県AED普及推進ガイドライン」について、AED設置県有施設、市町村及び消防本部（局）等関係機関に通知した。

(2) 「消防・救急・防災フェア」における啓発（11月23日及び24日）

【目的】

県は、県が実施しているAED普及推進について、県民等に普及啓発を行った。（フェア参加者（2日間）：約5,700人）

【普及啓発】

- ① AED普及啓発用パンフレット配布
- ② AEDマークの配布（AED設置者等）
- ③ 埼玉県AED設置等届出システムの配布
- ③ AED啓発用パネルの設置（6枚）

(2) AED普及啓発資料等の作成・配布（12月～）

【配布先】

- ① AED啓発用パンフレット作成・配布（5万部作成）
市町村、消防本部（局）、保健所、地域創造センター等へ配布した。
- ② 八都県市共通「AEDマーク」の作成（3千部作成）
AED設置している県有施設に配布し、今後、県内のAED設置施設に配布する予定である。

(4) 県ホームページ「県民の尊い命を守るAED！」の開設（12月1日）

【県ホームページ開設の周知】（11月～12月）

市町村等関係機関・団体への「埼玉県AED設置届出システム」に基づく届出を依頼した際に、県ホームページ「県民の尊い命を守るAED！」の開設を周知した。

【県ホームページアドレス】

「県民の尊い命を守るAED！」

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BD00/kanshi/aed/aed-aed.html>

【県ホームページの内容】

- ① 埼玉県AED普及推進協議会設置要綱及び委員名簿一覧
- ② 埼玉県AED普及推進計画
- ③ 埼玉県AED普及推進ガイドライン
- ④ AED設置届出システム（届出様式ダウンロード可）
- ⑤ 県内のAED設置状況（AED設置県有施設掲載済み）
- ⑥ AEDマーク、パンフレット（ダウンロード可）
- ⑦ 消防本部救命講習会日程（平成18年度下半期分）
※ 平成19年2月1日現在のアクセス数：約7千件

【県ホームページ「県民の尊い命を守るAED！」へのリンク設定依頼】

- ① 各市町村への依頼（12月22日）
- ② 県保健所への依頼（1月9日）

(3) 関係機関・団体への普及啓発

- ① 埼玉県商工会議所連合会理事会（普及推進資料配付）（5月）
- ② 県内私立学校会議等における普及啓発（7月3日、21日、24日、25日及び12月1日）
※ 12月1日はAED届出システムを説明
- ③ 埼玉県地域婦人会連合会へのAEDの必要性等に関する講習会の開催（2月23日予定）

(4) NACK5「モーニングスクエア」

NACK5「モーニングスクエア」において埼玉県のAED普及促進に関する放送を行った。

《1回目放送：9月7日、午前8時15分～25分》

【放送内容】

- ① AEDの意義（必要性）
- ② 県有施設へのAED設置
- ④ 救命講習会の受講促進

《2回目放送：1月22日、午前8時15分～25分》

【放送内容】

- ① 心肺停止の現状
- ② AEDの必要性
- ③ 救命講習会の受講促進（県ホームページ掲載）
- ④ AEDマークの掲示依頼
- ⑤ AED設置届出の依頼

(5) 平成18年度健康福祉研究発表会における発表（3月20日）

県主催の平成18年度健康福祉研究発表会において、県のAED普及指針に関する取り組みについて発表する。

(6) 公衆衛生専門誌への掲載（2月号掲載）

埼玉県のAED普及推進の取り組みについて「公衆衛生情報」に掲載した。

7 埼玉県AED設置等届出システムの運用

埼玉県AED設置等届出システムに基づき、平成18年12月1日からAED設置届出を開始した。

(1) 県内のAED設置施設へ協力依頼

県内のAED設置施設に対し、「埼玉県AED設置届出システム」に基づく届出を依頼した。

- ① 県有施設（11月10日）
- ② 埼玉県私立中学高等学校協会（11月30日）→各私立学校
- ③ （社）埼玉県医師会（11月30日）→地区医師会→会員
- ④ （社）埼玉県歯科医師会（11月30日）→地区医師会→会員
- ⑤ 日本赤十字社埼玉県支部（12月7日）
- ⑥ 市町村・消防本部（局）（12月7日）
- ⑦ 国有施設（12月8日）

(2) AEDメーカー・販売業者へ協力依頼(平成18年12月～平成19年2月)

県内のAEDメーカー・販売業者からAED設置施設に「埼玉県AED設置届出システム」に基づく届出を依頼した。

【依頼したAEDメーカー等】

- ① 日本メドトロニック（株）
※ 主な販売業者4社に依頼
- ② 日本光電北関東（株）
※ 主な販売業者3社への依頼（2月中予定）
- ③ （株）フィリップスエレクトロニクスジャパンメディカルシステムズ
※ 主な販売業者2社に依頼

【メーカー等への依頼内容】

- ① 埼玉県AED設置等届出システムの主旨説明
- ② AED設置した施設へのAED設置届出の依頼
- ③ AED設置している施設へのメンテナンス時のAED設置届出の依頼

(3) 公表時期、公表内容及びAED設置届出状況

【公表の時期】

- ① 県有施設（12月1日、県ホームページ掲載済み）
- ② 市町村、医療機関（平成19年4月中目標：平成19年1月末日のAED届出期限）
- ③ 全体のまとめ（平成19年8月中目標：平成19年度の民間施設（個別）及び民間団体へのAED届出依頼）
→ 各消防本部（局）へ情報提供

【公表内容】

- ① AED設置施設名
- ② 所在地
- ③ AED設置位置
- ④ 電話番号
- ⑤ 電極パッドの種類（大人用・小児用）
- ⑥ 使用可能な曜日・時間

【AED設置届出状況（平成19年1月23日現在）】

AED設置施設	届出件数（台数）	18年4月時点の設置台数
国 有 施 設	16	17
県 有 施 設	283	57
市 町 村 施 設	899	638
消 防 機 関	116	（消防機関含む）
医 療 機 関	329	873
私 立 学 校	53	45
上記以外の民間施設	3	336
合 計	1,699	1,966

8 その他

(1) AEDの使用方法を含む、救急蘇生法の指針（市民用）のとりまとめについて（厚生労働省からの通知）

平成18年8月25日付け厚生労働省医政局指導課長から通知があり、県から市町村等関係機関・団体に通知した。（8月30日）

【通知内容】

心肺蘇生開始の判断と手順、人工呼吸の吹き込み時間、胸骨圧迫と人工呼吸の比率、AEDによる連続電気ショック回数、電気ショック後の対応などへの対応が変更された。

また、小児に対するAEDの使用法が追加された。

- ① 日本版救急蘇生ガイドラインの変更に伴う一次救命措置の主な変更点
- ② 救急蘇生法の指針（市民用）

(2) 八都県市によるAED普及啓発（民間事業者への働きかけ）

【民間民間事業者への働きかけ（4都県市内の加盟団体）】

平成18年9月21日付けで民間事業者及び四都県内の市区町村に文書等によりAED普及啓発に関する働きかけを行った。

（働きかけを行った民間事業者）

- ① JR東日本
- ② (社)日本民営鉄道協会（加盟72社うち4都県市乗り入れ15社）
- ③ 日本百貨店協会（加盟97社）
- ④ 日本チェーンストア協会関東支部（加盟87社：スーパーマーケット）
- ⑤ 日本フランチャイズチェーンストア協会（加盟118社：コンビニエンスストア）
- ⑥ 日本フードサービス協会（加盟416社：外食産業施設）
- ⑦ 日本ショッピングセンター協会関東・甲信越支部（加盟776社）
- ⑧ (社)日本ホテル協会（加盟232社）

《参 考：八都県市の普及啓発への取り組み》

【AED普及啓発に向けた基本方針】

- ① 基本的考え方
- ② 普及啓発の留意事項
- ③ 公共施設が主体となって実施整備するもの

【AED普及啓発に向けたマニュアル】

- ① 公共施設へのAEDの設置が望ましい施設
- ② 救命講習会の受講促進（方法の例示）
- ③ PRの実施（ポスター、AEDマーク、キャッチフレーズ）

※ 八都県市とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市のことである。